

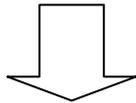
準工業地域に対する大規模集客施設の立地制限(特別用途地区等)

帯広市都市建設部都市計画課

1 背景と関連法の改正

まちづくり三法の改正 建築基準法の改正(平成 19 年 11 月 30 日施行予定)

大規模集客施設は、商業地域・近隣商業地域・準工業地域の3用途地域のみ立地可能



準工業地域に大規模集客施設が立地 中心市街地活性化への影響大

中心市街地活性化基本方針・マニュアル(国土交通省)

地方都市においては、基本計画の内閣総理大臣による認定に際し、特別用途地区の活用による準工業地域における大規模集客施設の立地の制限をすることを条件とする。

帯広市 基本計画策定 認定申請

基本計画の素案のパブリックコメントは、すでに終了しましたが、素案は市のホームページなどで閲覧できます。

(仮)コンパクトで持続可能なまちづくりビジョン(帯広市)

人口減少や少子高齢化社会の到来・中心市街地の衰退に対し、まちづくりに関する課題などを踏まえ、既存の社会資本を活用した長期的に持続可能な都市の形成をめざす。

建築基準法の改正(店舗比較)

現行	区分(用途地域)	市面積(ha)	割合	改正後
不可	第1種低層住居専用地域	940	22.3%	同左
~150㎡可	第2種低層住居専用地域	70	1.7%	
~500㎡可	第1種中高層住居専用地域	363	8.6%	
~1,500㎡可	第2種中高層住居専用地域	860	20.4%	
~3,000㎡可	第1種住居地域	644	15.3%	
制限なし	第2種住居地域	368	8.7%	~10,000㎡可
	準住居地域	33	0.8%	
	工業地域	118	2.8%	同左
	近隣商業地域	127	3.0%	
	商業地域	144	3.4%	
		準工業地域	192	4.6%
不可	工業専用地域	353	8.4%	同左
-	(市街化調整区域)	6,004	-	-

ただし、中心市街地活性化法に基づく基本計画の総理大臣認定には、制限が条件となる

2 規制対象となる大規模集客施設

【大規模集客施設に該当するもの】

劇場・映画館・演芸場・観覧場・店舗・
飲食店・展示場・遊技場・勝馬投票券
販売所・場外車券(舟券)売場などで
床面積の合計が 10,000 m²を超えるもの
(劇場などは客席が 10,000 m²を超えるもの)

【大規模集客施設に該当しないものの例】

左記以外のものとして
住宅・共同住宅・事務所・ホテル・
旅館・病院・診療所・学校・図書館・美術
館・体育館・ボーリング場・学習塾・
左記の用途で床面積の合計が 10,000 m²
以下のもの
など

3 大規模集客施設を制限する地区一覧 特別用途地区

NO	住 所	面積	備考
	東 8～11 条南 13～17 丁目	約 12ha	
	東 1～西 4 条南 19～35 丁目及び稲田町東 1～2 線	約 49ha	
	西 6～11 条南 8～11 丁目	約 18ha	
	西 13～17 条北 2～南 2 丁目	約 57ha	
	西 18～21 条南 1 丁目	約 16ha	地区計画除く

地区計画区域については、大規模集客施設の制限するよう地区計画を改正する予定。

4 特別用途地区決定のスケジュール(予定)

地域説明会

帯広市都市計画審議会

北海道知事事前協議

案の縦覧

8月

帯広市都市計画審議会

北海道知事同意

帯広市決定告示

特別用途地区・地区計画についてのお問い合わせは下記へお願いします。

帯広市 都市建設部 都市計画課
0155-65-4175(直通)

中心市街地活性化基本計画についてのお問い合わせは下記へお願いします。

帯広市 商工観光部 商業まちづくり課
0155-65-4164(直通)